

伸びないニット類の しまい方

教えてくれたのは

長い冬が終わり、そろそろ冬物の衣類を片付けて、クローゼットを春仕様に衣替えする時期。来年も気持ちよく着られるようにお手入れ方法を聞きました。



小市民商店
倉田直幸さん 森野真波さん

Point

肩の部分に負荷をかけない

丸いハンガーに
かけたり



平たく畳んで
しまう



洗うときは
ネットに入れて
おしやれ着洗い
平干しすると
伸びない

info

しょうし
小市民商店

小田原市板橋180 酒井ビル2F
instagram:meganesoshimin



TOPICS 2

第32回 小田原青色申告会主催

青色申告・租税教室の感想文コンクール

最終審査結果

西湘地区租税教育推進協議会主催の租税教室が小田原税務署管内の高校で開催されました
受講生1,382名/感想文コンクール参加 12校1,172名



黒川 理沙さん

税の「当たり前」

小田原税務署長賞 小田原高等学校
一年三組 黒川 理沙

作文を書くにあたって、改めて私にとって税とは何かを考えてみた。増税って嫌な響きだなあ、あれ？どうして嫌なんだろ、そもそも税って何のためにあるんだっけ。さまざまな疑問が湧いてくる。でも私たちが知っているはずだ。税金は、私たちが暮らす社会の維持のために使われるお金だ。なのに増税のニュースを目にすれば大人も子どもも皆嫌な顔をする。それは、分かっているつもりになってしまっているからではないだろうか。社会の維持とは具体的に何か？公共サービスの提供や公共施設の建

設、維持？でもコトバで受け取るだけでは単にああそんなんだ、で終わってしまう。そこで私はもし税金がなかったらどうなるのかを想像してみた。所得税がなければ両親のもらえるお給料はもっと増えるだろう。消費税がなければもっと気軽に買い物ができるだろう。しかし良い事尽くめのはずはない。

交番で道を聞くにもお金がかかる。通ることになった道路は傷んでいる。道中で転んでケガをすれば、治療費は今とは比にならないほどの金額になる。苦勞して辿り着いた先は隣の図書館だったとすれば、これも無料で本は借りられない。貸出料金がかるだろう。

なるほど、税金がなくなったとしても自由に使えるお金が増えるというわけではなく、税金を通して支払っていたさまざまなモノに自分で直接お金を払うことになるよ。税金は少なければ少ないほど、いっそなければもっと良い、そんな簡単な話ではないことが分かる。

税は私たちが苦しめるものではなく、私たちの生活の「当たり前」を実現するために必要なものなのだ。みんなが気持ちよく暮らすための社会への次の一歩は、この「当たり前」の事実を、もう一度見つめ直してみることだと私は思う。

公益社団法人 小田原青色申告会 公式WEBサイト



小田原青色申告会

検索



SNSでも発信中



小田原税務署からのお知らせ

確定申告が間違っていた場合 ・確定申告をしていない場合

確定申告書を提出した後に、計算誤りなど申告内容に誤りがあることに気付いた場合は、次の方法で申告内容を訂正することができます。また、確定申告をしなければならないのに、申告していない場合は、できるだけ早く申告するようにしてください。

【税額を多く申告していた場合】

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していた場合は、「更正の請求書」を提出して正しい税額を求めることができます。請求内容が正当と認められた場合は、納めすぎた税金が還付されます。

【税額を少なく申告していた場合】

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していた場合は、「修正申告書」を提出して正しい税額に修正する必要があります。修正申告によって発生した税金には、加算税や延滞税が賦課される場合がありますので、なるべく早く申告し、納付を済ませてください。

【確定申告をしていない場合】

確定申告が必要な方が、確定申告書を提出していない場合は、できるだけ早く申告するようにしてください。申告期限に遅れて申告すると、加算税や延滞税が賦課される場合がありますので、ご注意ください。

確定申告書、修正申告書及び更正の請求書は、国税庁ホームページの申告書等作成コーナーで作成できます。



申告書等
作成コーナーは
こちらから！

◆問合せ先 小田原税務署 TEL 0465-35-4511 (代)

県税事務所からのお知らせ

「ニセ税務職員」にご注意を

税務職員等を装い、次のような不審な電話が発生しています。

- ご本人やご家族の収入、銀行口座、携帯電話番号、家族構成や法人の現況などを聞き出そうとする事例
 - 税金を還付すると称して、キャッシュカードと携帯電話を持ってATM(現金自動預払機)へ行くように指示される事例
 - 滞納がない方の所へ、税金を徴収しに行くと言われた事例
 - 自動車税の還付があると称して、直接自宅を訪れるという事例
- 県税事務所では、税金の納付のために金融機関の口座を指定して振込を求めたり、還付金の受取のためにATMの操作を求めたりすることはありません。

☆被害に遭わないために

県税事務所では、ご提出いただいた申告書類などの内容確認や、納税の催告のために納税者などに電話をする場合がありますが、不審に感じられたときは、即答せず、所属事務所名と電話番号、名前をフルネームで確認し、電話をいったん切って、相手が出た番号へは電話をせず、下記の電話番号へお問い合わせください。
ご家族の方が問合せを受けられた場合も同様に、即答せず、電話をいったん切って、ご本人とご相談ください。
ATMの操作を持ちかけられた場合は、併せて警察にその旨を連絡してください。

◆問合せ先 小田原県税事務所 管理課 管理第一班 TEL 0465-32-8000 (代)

税のカレンダー

○振替納税

所得税の口座振替日 4月23日(水)
消費税の口座振替日 4月30日(水)

○所得税の延納分

納期限/口座振替日 6月 2日(日)



忘れずにね!



会員限定
無料相談

☎0465 要予約
24-2612

弁護士の
法律
相談会

10~12時

4月18日(金)
5月13日(火)
5月16日(金)
6月 3日(火)
6月20日(金)

弁護士の
相続
相談会

10~12時

4月16日(水)
5月21日(水)
6月18日(水)

社労士の
年金・
社会保険
相談会

10~12時

4月 8日(火)
5月20日(火)
6月10日(火)

不動産コンサルタントの
不動産
相談会

10~12時

4月24日(水)
5月22日(水)
6月26日(水)

税理士の
税
相談会

14~16時

4月17日(水)
5月15日(水)
6月19日(水)

日本政策金融公庫の
融資
相談会

10~12時

6月 4日(水)
8月 6日(水)

経営コンサルタントの
経営
相談会

日時応談

☎24-2614まで
ご予約下さい

会場
納税者センター！
注意
同一内容のご相談は
重ねてできません。
予めご了承ください。